|  |
| --- |
| **Ｈ０１．輸出申告一覧データ** |

１．業務概要

通関業者が取り扱った前月分の以下の実績を通関業者別提供する。

（１）以下の手続き（以下、「輸出申告等」という。）の許可の実績

①輸出申告（特定委託輸出申告及び特定製造貨物輸出申告を含む。）

②積戻し申告

③特定輸出申告

④展示等積戻し申告

（２）輸出マニフェスト通関申告の許可実績（航空データのみ対象とする。）

（３）別送品輸出申告の許可実績

（４）輸出取止め再輸入申告の許可実績

（５）特例輸出貨物の輸出許可取消の実績

２．提供概要

（１）周期　　：月次（毎月１日）

（２）出力先　：通関業

（３）出力単位：利用者単位

（４）出力形態：配信

３．作成処理

（１）収集処理

輸出申告ＤＢ、輸出マニフェスト通関ＤＢ及び別送品輸出申告ＤＢより以下のいずれかに合致するデータを収集する。なお、輸出取止め再輸入許可または特例輸出貨物の輸出許可取消されたとしても輸出許可の実績として収集される。

（Ａ）輸出申告等許可データ

①許可年月日が前月のもの。

②許可後変更承認された申告については収集しない。

（Ｂ）輸出取止め再輸入申告許可データ

①輸出取止め再輸入許可年月日が前月のもの。

②輸出許可内容変更申請が実施された場合は、許可後変更承認されたデータを収集する。

（Ｃ）特例輸出貨物の輸出許可取消データ

①特例輸出貨物の輸出許可取消年月日が前月のもの。

②輸出許可内容変更申請が実施された場合は、許可後変更承認されたデータを収集する。

（２）編集処理

（Ａ）システムに出力要として登録されている利用者の場合のみ出力する。

（Ｂ）ソート条件は以下の順とする。

①許可年月日

②あて先官署コード

③申告番号

（Ｃ）データが存在しない場合は、「データ有無識別」に「０」を設定し、その旨を送付する。

（Ｄ）本管理資料は以下の情報があり、順に編集される。

ただし、データが存在しない情報は編集されない。

①海上データ

②航空データ

（Ｅ）管理資料情報出力イメージは、「ＣＳＶ電文フォーマット」を参照。

（Ｆ）出力項目の詳細は、「出力項目表」を参照。

４．特記事項

（１）「つづき枚数」については、以下の通り算出して出力する。

①輸出申告、積戻し申告及び特定輸出申告については、申告欄数により、以下の通り算出する。

|  |  |
| --- | --- |
| 申告欄数 | つづき枚数 |
| １欄～３欄 | ０ |
| ４欄～８欄 | １ |
| ９欄～１３欄 | ２ |
| １４欄～１８欄 | ３ |
| １９欄～２３欄 | ４ |
| ２４欄～２８欄 | ５ |
| ２９欄～３３欄 | ６ |
| ３４欄～３８欄 | ７ |
| ３９欄～４３欄 | ８ |
| ４４欄～４８欄 | ９ |
| ４９欄～５３欄 | １０ |
| ５４欄～５８欄 | １１ |
| ５９欄～６３欄 | １２ |
| ６４欄～６８欄 | １３ |
| ６９欄～７３欄 | １４ |
| ７４欄～７８欄 | １５ |
| ７９欄～８３欄 | １６ |
| ８４欄～８８欄 | １７ |
| ８９欄～９３欄 | １８ |
| ９４欄～９８欄 | １９ |
| ９９欄 | ２０ |

②展示等積戻し申告、別送品輸出申告及び輸出マニフェスト通関申告については、算出しない。